

○文化庁告示第八十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の八の規定に基づき、同号に規定する放送同時配信等事業者について文化庁長官が定める密接な関係を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

文化庁長官 都倉 俊一

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の八に規定する放送同時配信等事業者について文化庁長官が定める密接な関係は、次の各号のいずれかの関係とする。

一 放送事業者又は有線放送事業者（放送事業者又は有線放送事業者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の取締役又は従業員が、放送同時配信等を業として行う事業者（放送同時配信等を業として行う事業者の親会社を含む。以下「当該事業者」という。）の取締役を兼ねる関係

二 放送事業者又は有線放送事業者が、当該事業者の発行済株式（自己株式を除く。以下同じ。）の百分の三以上の数の株式を六箇月前から引き続き有する関係

三 放送事業者又は有線放送事業者の取締役又は従業員が、当該事業者の従業員を兼ね、かつ、当該放送事業者又は有線放送事業者が当該事業者から供給を受ける放送番組又は有線放送番組の一

週間の放送時間（当該放送事業者又は有線放送事業者が現に受けている電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第四条の規定による基幹放送局（同法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう。）の免許（同法第十三条第一項ただし書に規定する再免許及び同法第十七条第一項に規定する変更の許可を含む。）の申請に係る申請書に添付する書類に記載したもの、当該放送事業者又は有線放送事業者が現に受けている放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条第一項の規定による認定（同法第九十六条第一項の認定の更新及び同法第九十七条第一項の規定による変更の許可を含む。）の申請に係る申請書に添付する書類に記載したもの（衛星基幹放送及び移動受信信用地上基幹放送に限り、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項に規定する事業計画書の変更の届出のうち、直近に提出した週間放送番組の編集に関する事項の変更の届出に係る書類に記載したものを含む。）又は当該放送事業者又は有線放送事業者が現に受けている同法第二百二十六条第一項の規定による登録の申請に係る申請書に添付する書類に記載したもの（同規則第七十条第一項に規定する事業計画書の変更の届出のうち、直近に提出した週間放送番組の編集に関する事項の変更の届出に係る書類に記載したものを含む。）のうち、過去五年以内に提出したものであって、直近のものに限る。以下同じ。）が当該放送事業者又は有線放送事業者の当該一週間の総放送時間の二分の一以上の割合である関係

四 当該事業者が、放送事業者又は有線放送事業者の発行済株式の百分の三以上の数の株式を六箇

月前から引き続き有する関係

五 放送事業者又は有線放送事業者の取締役又は従業員が、当該事業者と第一号の関係を有する他の放送事業者又は有線放送事業者の取締役を兼ねる関係

六 放送事業者又は有線放送事業者が、当該事業者と第一号の関係を有する他の放送事業者又は有線放送事業者の発行済株式の百分の三以上の数の株式を六箇月前から引き続き有する関係

七 放送事業者又は有線放送事業者の取締役又は従業員が、当該事業者と第二号の関係を有する他の放送事業者又は有線放送事業者の取締役を兼ねる関係

八 放送事業者又は有線放送事業者が当該事業者と第二号の関係を有する他の放送事業者又は有線放送事業者の発行済株式の百分の三以上の数の株式を六箇月前から引き続き有する関係

九 当該事業者と第一号の関係を有する他の放送事業者又は有線放送事業者が、放送事業者又は有線放送事業者の発行済株式の百分の三以上の数の株式を六箇月前から引き続き有する関係

十 当該事業者と第二号の関係を有する他の放送事業者又は有線放送事業者が、放送事業者又は有線放送事業者の発行済株式の百分の三以上の数の株式を六箇月前から引き続き有する関係

十一 放送事業者又は有線放送事業者の取締役又は従業員が、当該事業者と第一号の関係を有する他の放送事業者又は有線放送事業者の従業員を兼ね、かつ、当該放送事業者又は有線放送事業者が当該他の放送事業者又は有線放送事業者から供給を受ける放送番組又は有線放送番組の一週間

の放送時間が当該放送事業者又は有線放送事業者の当該一週間の総放送時間の二分の一以上の割合である関係

十二 放送事業者又は有線放送事業者の取締役又は従業員が、当該事業者と第二号の関係を有する他の放送事業者又は有線放送事業者の従業員を兼ね、かつ、当該放送事業者又は有線放送事業者が当該他の放送事業者又は有線放送事業者から供給を受ける放送番組又は有線放送番組の一週間の放送時間が当該放送事業者又は有線放送事業者の当該一週間の総放送時間の二分の一以上の割合である関係

#### 附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。